

「企業型確定拠出年金制度運営ハンドブック」について

1) 企業型確定拠出年金制度運営ハンドブック公表までの沿革

- ・ 2007年2月、企業年金連合会政策委員会確定拠出年金小委員会の下に「確定拠出年金における投資教育のあり方に関する検討会」を設置し、その報告書として2008年3月に「確定拠出年金投資教育ハンドブック」を公表した。
- ・ 2009年2月、企業年金連合会政策委員会確定拠出年金小委員会の下に「企業型確定拠出年金の今後のあり方に関する検討会」(座長：横浜国立大学教授 山口修 氏)を設置し、11月までに全10回開催。検討会には、有識者、事業主、運営管理機関、従業員代表者が一堂に会し、企業型DC制度の課題、事業主の役割や責任、運営管理機関等の役割や責任などについて広範に議論を行った。
- ・ 2009年8月、行政の判断が期待される項目(政省令、法令解釈通知等の見直しを要する部分)については、ハンドブックの公表に先行して「確定拠出年金制度の改善に向けた政省令等の改正に関する提言について」として取りまとめを行い、公表した。
- ・ 2009年12月、検討会報告書として「企業型確定拠出年金制度運営ハンドブック」を公表した。

2) 企業型確定拠出年金制度運営ハンドブックの特徴

- ・ 事業主のためのハンドブック形式を採用し、ポイントおよび基本的な考え方の提示、事例の紹介などを通じて、制度運営の留意点を把握できるようにしている。
- ・ 事業主への義務付けを迫るものではないが、制度運営上取り組みを行うことで、制度運営責任が果たされると考えられるポイントを整理し、提示を行っており、民間の指針として機能することを目指している。(各事業主が主体的に選択・活用していくことを促す)
- ・ また運営管理機関等についても、その専門的役割に鑑み、一定の役割や責任を果たすよう、指摘している。
- ・ ハンドブックは4章構成で作成されている。
 - 第1章 事業主の果たすべき役割、その基本的な考え方
 - 第2章 事業主の留意すべき制度運営課題と具体的な取り組み
 - 第3章 事業主の運営管理機関等の活用の視点
 - 第4章 その他DC制度運営に関する今後の課題

3) 企業型確定拠出年金制度運営ハンドブック 各章の概要

第1章 事業主の果たすべき役割、その基本的な考え方

- ・事業主のDC制度運営上の責任を考える際、「忠実義務」(DC法第43条第1項)を意識することが重要である。また、「注意義務」(民法等を根拠とする善管注意義務)も指摘できる。
- ・企業型DC実施事業主は、加入者等が自らの投資判断にもとづき適切に資産運用を行えるような体制を整備することが必要である(=事業主の注意義務)。
- ・注意義務の範囲は投資教育にとどまるわけではなく、制度運営上留意すべきテーマが含まれていると考えられる。

(企業型DC制度における構造や課題)

- ・企業型DCは企業が実施する老後資産形成のための退職給付制度である。
- ・しかしながら、加入者等の多くは退職給付制度への理解は低く、また加入者等の投資経験や資産運用能力は必ずしも高くないとされる。
- ・事業主が適切な制度運営を行わなければ、加入者等にその影響が及ぶことに事業主は十分に留意する必要がある。

(事業主の役割や責任、その基本的な考え方)

- ・事業主は制度の運営責任を有することを意識し、もっぱら加入者等の利益を考慮して制度を運営すべきと考えられる。また、制度導入時のみならず制度導入以降もその時点での最善を尽くす努力をすべきである。
- ・事業主だけですべての運営方針を決断しないよう努めることが望ましい。専門性を要する判断や中立的判断を要する局面において第三者的知見を活用したり、労使間での話し合いや報告を行うことが有効である。

第2章 事業主の留意すべき制度運営課題と具体的な取り組み

(制度運営の基本的考え方)

- ・事業主サイドで定期的に制度運営を検証する体制の構築を図ることが望ましい。加入者等にとって不利益や支障が生じていないかを検証のポイントとするとよい。制度運営上のガバナンス体制を明確化しておくことも有効である。
- ・労使間で定期的に話し合いをする関係や体制の構築を図ることが望ましい。運営報告を行い、意見を聴取し、制度運営に反映する等の取り組みが考えられる。
- ・制度運営の履歴を作成し、保存することが望ましい。

(制度説明の諸課題)

以下のような局面において、適切な制度説明を行うことが事業主の制度運営責任として考えられる。(注意すべきポイントおよび事例を紹介)

- ・制度導入後に入社した社員への制度説明を行うこと
- ・中途退職者へ適切な説明を行うこと(自動移換者問題への対応)

- ・定年退職者への制度説明を行うこと
- ・継続的な投資教育の実施を図ること

(制度運営の諸課題)

以下のような取り組みを行うことも、事業主の制度運営責任として考えられる。

(注意すべきポイントおよび事例を紹介)

- ・運営管理機関の選任、監督

制度導入時に運営管理機関を選任する際には、もっぱら加入者等の利益を図る目的で選任されなければならない。コンペを実施する際に加入者等の視点に立った評価を行ったり、コンペに労働者の代表も参加するなどの工夫が考えられる。

制度導入後も運営管理機関を監督することは忠実義務の一部でもあり、加入者等に影響を及ぼす要素が認められる場合は改善を促したり、他の運営管理機関の選任も視野に入れることも必要に応じて求められる。

- ・運用商品のモニタリング～追加・除外

制度導入時の運用商品の選定は、事業主の委託により運営管理機関が専門的知見にもとづき行うことが多い。事業主はその選定が適当か検証することが必要と考えられる。

制度導入後においても、運用商品が適当なラインアップであるか定期的に検証を行うことが望ましい。除外を検討すべき商品の有無、追加に値する商品の有無を検討することが考えられる。

- ・デフォルト商品の活用の検討を行うこと
- ・投資助言、相談業務等の活用を図ること

第3章 事業主の運営管理機関等の活用の視点

(運営管理機関等の活用に当たっての基本的考え方)

- ・運営管理機関等には法令上求められている責務はもちろんのこと、専門家として事業主に助言する等の役割が求められている。また、加入者等の利益が優先されなければならない。他の取引関係が運営管理業務等に影響を及ぼしてはならない。
- ・また、加入者等にとっても、運営管理機関等の果たす役割は大きく、加入者等の立場に立った、情報発信に努めるべきである。

(運営管理機関活用の視点(事業主向けサービス))

以下のような取り組みを行うことも、事業主の制度運営責任として考えられる。

(注意すべきポイントおよび事例を紹介)

- ・事業主は運営管理機関とコミュニケーションを取る

適切な制度運営に役立てるため、運営管理機関から情報収集を行い、意見を求めることが役立つ。定期的にコミュニケーションを取る体制を構築しておくことが望ましい。

- ・統計的データを取得し活用する
適切な制度運営がなされているか確認する手段として統計的データの取得と活用に努めることが望ましい。運営管理機関の保有データを提供してもらうことが有用である。
- ・運営管理機関と連携して中途退職者へ対応する
中途退職者への制度説明及び適切な資産移換を促すための取り組みについて、運営管理機関とも連携を図りつつ、積極的に取り組みを行うことが望ましい。
- ・加入者等の利益を考慮した上で投資教育を委託する
- ・運営管理機関と連携して適切な事務対応をする

(運営管理機関活用の視点(加入者向けサービス))

- ・ID / パスワードの管理体制を充実する
- ・情報提供に文書(運用報告書等)等を活用する
- ・情報提供にWEBを活用する
- ・コールセンターの活用を促す

第4章 その他DC制度運営に関する今後の課題

- ・業界の努力等を通じて期待される業務改善、DC制度の利便性向上のため制度改正への期待、将来の課題等を指摘し、今後の議論に供している。